

特定自動車

特定自動車とは、下記に掲げる登録自動車とします。

(施行令第 4 条)

- 貨物の運送の用に使用する普通自動車、小型自動車
...トラック
- 人の運送に使用する普通自動車、小型自動車
...大型バス、マイクロバス、乗用自動車
- 特殊自動車 (施行規則第 3 条 1 ～ 1 9 を参照してください。)
例えば...霊きゅう自動車、冷蔵冷凍自動車 等

ただし、下記は除きます。

- 軽自動車
- 二輪車
- 大型・小型特殊自動車 (道路運送車両法施行規則 別表第一 を参照してください。)
例えば...ショベルローダ、フォークリフト、農耕トラクタ 等

道路運送車両法施行規則 別表第一（第二条関係）

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車（軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。）にあつては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のものに限る。）	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			
軽自動車	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・六六〇リットル以下のものに限る。）	三・四〇メートル以下	一・四八メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・二五〇リットル以下のものに限る。）	二・五〇メートル以下	一・三〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
大型特殊自動車	一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車			
小型特殊自動車	一 前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・八〇メートル以下
	二 前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの			